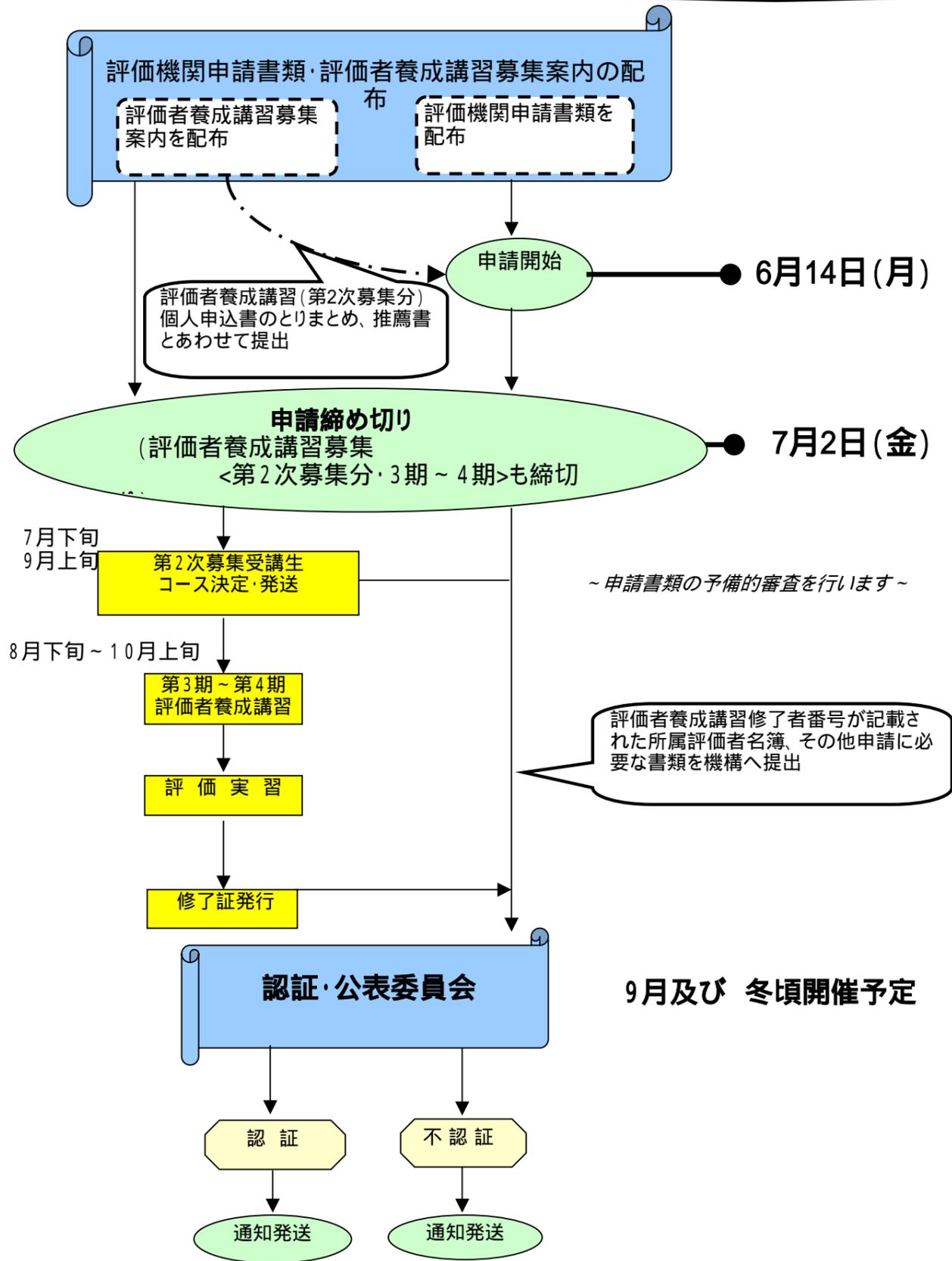


# 評価機関の申請から認証までの流れ



申請までに、個別相談は随時受け付け致します。

## (申請(仮)・仮受理)

申請書、申請に必要な関係書類(1)～(7)および評価者養成講習関係書類をご提出下さい。評価者養成講習には、評価活動可能な方を3名一組でご推薦下さい。個人別の講習申込書は評価機関でとりまとめ、推薦書、申請書類と併せて申請時にご提出ください。講習の申し込み数が多かった場合、抽選とさせていただきます。

評価者養成講習修了後に、評価実習が必須となります。評価者養成講習および評価実習を修了後、評価者養成講習修了証が発行されます。

## (本申請・受理)

評価機関の申請には、当該評価機関を主たる所属とする評価者が3名以上所属する必要があります。申請に必要な残りの関係書類をご提出下さい。

## (書類審査)

認証基準のうち一部の要件について、認証・公表委員会で調査・審議を行いません。